

改元に伴う契約書等への日付の記載要領について

標記について、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、5月1日に施行されることから、下記のとおりお知らせします。

記

1 既契約の契約書等について

履行期間等について、日付の記載が元号（平成）表記で平成31年5月1日以降となっている場合（元号を省略して記載している場合を含む。）は、改元日（5月1日）以降も記載の訂正等を行わず、対応する新元号の日付に読み替えるものとします。

例) 「平成31年9月30日」 → 「令和元年9月30日」に読み替え

「32. 3. 31」 → 「2. 3. 31」に読み替え

2 今後契約する案件について

改元日（5月1日）前までに作成する契約書等については、日付の記載には5月1日以降の日付であっても、「平成」を用いることとします。

なお、この場合「平成」を用いた5月1日以降の日付については、改元日（5月1日）以降、前項により読み替えるものとします。

改元日以降に作成する契約書等については、日付の記載は新元号による記載をお願いします。

以上